

愛川町長選挙および 愛川町議会議員補欠選挙 投票日は6月14日(日)です

問 選挙管理委員会事務局
☎(内線)3171

愛川町長選挙と愛川町議会議員補欠選挙を行います(6月9日告示)。投票日は6月14日(日)です。投票は午前7時から午後8時まで、町内12カ所の投票所で行われ、午後8時45分から即日開票します。

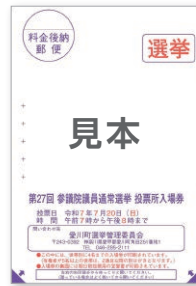
投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、平成20年6月15日以前に生まれ、令和8年3月8日以前に本町に住民登録し、投票日当日まで引き続き町内に住所がある方です。

投票所

投票所はお住まいの地域によって異なります。ハガキに投票所の施設名と案内図を記載していますので、ご確認の上お出掛けください。

投票所入場券



投票の日時や投票所の場所、期日前投票などのご案内のため、投票所入場券をハガキで郵送します。ハガキ1枚につき最大で4人までの入場券が付いていますので、投票の際には自分の氏名が記載されている入場券をお持ちください。なお、入場券は6月9日(火)ごろまでに郵送します。期日前投票の際には、事前に入場券裏面の「宣誓書」に必要事項をご記入の上、お持ちいただくと手続きがスムーズに行えます。

入場券を無くしてしまった場合でも投票できますので、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、投票所・期日前投票所へお越しください。

期日前投票

土曜日、昼休み時間も投票できます

やむを得ない理由により、投票日当日に投票所で投票できない方は、投票日前に期日前投票をすることができます。

●期間 6月10日(水)～13日(土)

●場所・時間

役場2階大会議室 午前8時30分～午後8時
ラビンプラザ、レディースプラザ 午前9時～午後8時

(役場の期日前投票所は10日(水)～12日(金)が比較的すいています。)

●持ち物 投票所入場券

不在者投票

次に該当する方は、それぞれの場所で不在者投票をすることができます。詳しくはお問い合わせください。

- 都道府県選挙管理委員会から指定された施設または病院に入所・入院中の方は、その施設または病院で。
- 愛川町以外の市区町村に滞在中の方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会。

郵便投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証のいずれかをお持ちで、それぞれの要件に該当する方は、郵便による投票ができます。

次のいずれかに該当し、郵便投票を希望される方は、事前に行う手続きが必要ですのでお問い合わせください。

●身体障害者手帳をお持ちの方

- 両下肢または体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級
- 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級
- 免疫、肝臓の障がいの程度が1級から3級まで

●戦傷病者手帳をお持ちの方

- 両下肢または体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症まで
- 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症まで

●介護保険被保険者証をお持ちの方

- 要介護状態区分が「要介護5」

選挙公報の配布



候補者の氏名・経歴・政見などを記載した選挙公報は、6月11日(木)に新聞各紙の朝刊に折り込みでお届けします。折り込みを行う新聞は、朝日・毎日・読売・産経・日本経済・神奈川・東京新聞の7紙で、これらの新聞を購読されていない場合は、町選挙管理委員会にご連絡ください。

なお、選挙公報は役場、ラビンプラザ、レディースプラザなどの公共施設にも置きますので、ご利用ください。また、「広報あいかわ等戸別配布希望者登録制度」をご利用の世帯には、選挙公報を郵送します。